

「観光施設魅力化アップ事業補助金」 拡充

【目的】

町が観光施設を設備又は環境整備を行うものに対して経費の一部を助成し、受入施設の充実と観光地の魅力アップ及び「新型コロナウイルス感染症拡大防止対策」を図ることを目的とする。

【対象事業】

町内で宿泊施設及び飲食施設を営む法人又は個人。

対象経費及び内容

- (1)外国人観光客に対応するための外国語表示に要する経費
- (2)Wi-Fi機器の導入に関する工事費
- (3)施設のバリアフリー化
- (4)トイレ改修（洋式化・個室化等）
- (5)風呂改修（個室化等）
- (6)空調設備に要する改修

補助率又は限度額

補助対象経費の合計額（消費税額を除く）の2分の1以内とし、300千円を限度額とする。但し宿泊事業者が新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に係る個室化に伴う、(4)トイレ改修、(5)風呂改修、(6)空調設備改修にあたっては1施設につき、4分の3以内とし、6,000千円を限度額とする。

お問い合わせ：海士町役場交流促進課 TEL:2-0017